

◎新潟県告示第458号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	あさひナーシングセンター	三条市西裏館3丁目6番54号	社会福祉法人あさひ共生福祉会	令和8年4月30日